

豊明市学校給食センター
統合再整備等事業

入札説明書

令和6年7月1日

令和6年7月30日（修正）

豊明市

目次

第 1 入札説明書等の定義.....	1
第 2 事業概要.....	2
1 事業の名称.....	2
2 事業に供される公共施設等の名称	2
3 公共施設等の管理者の名称	2
4 事業の目的.....	2
5 事業方式	2
6 事業期間	3
7 事業の内容.....	3
第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1 募集及び選定の方法	6
2 選定のスケジュール	6
3 応募者の入札参加資格要件	6
4 入札に関する手続き	11
第 4 入札書類の審査及び落札者の決定.....	18
1 審査委員会の設置.....	18
2 審査の手順及び方法	18
3 基礎審査の結果通知及びプレゼンの実施	18
4 落札者の決定	18
第 5 提案に関する条件	19
1 事業計画の提案に関する条件	19
第 6 事業実施に関する事項.....	23
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	23
2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	23
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	24
4 事業の実施状況の監視（モニタリング）	24
5 支払手続き.....	24
第 7 契約に関する事項	26
1 事業契約の締結等.....	26
2 契約保証金.....	26
第 8 入札説明書等に関する問合せ先	27

第 1 入札説明書等の定義

本入札説明書は豊明市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、令和6年6月26日に特定事業として選定した豊明市学校給食センター統合再整備等事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、本入札説明書と併せて交付する次に掲げる資料については、本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」として定義する。

- | | |
|------------|---|
| 1 要求水準書 | 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの |
| 2 落札者決定基準 | 入札参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの |
| 3 様式集 | 提案書の作成に使用する様式を示すもの |
| 4 基本協定書（案） | 事業契約の締結に向けて、市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの |
| 5 事業契約書（案） | 市と本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの |

また、本入札説明書等と、既に公表している実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答とに相違がある場合は、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

本入札説明書等に記載がない事項については、本入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業の名称

豊明市学校給食センター統合再整備等事業

2 事業に供される公共施設等の名称

豊明市新学校給食センター

(本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。)

3 公共施設等の管理者の名称

豊明市長 小浮 正典

4 事業の目的

豊明市（以下「市」という。）の学校給食は、市内2か所の学校給食センター（中央調理場及び栄調理場）から学校給食を提供している。両施設は建築後50年前後が経過していることから、建物や調理器具をはじめとする設備は必要に応じて修繕・更新し、衛生的に調理を行っているものの、建物の老朽化は著しく進んでおり、老朽化した学校給食センターの施設更新の必要性が高まっている。また、両施設の竣工後に制定された「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「HACCP」等の基準に適合させることが求められている。加えて、食物アレルギーを持つ児童生徒が安心して給食を食べられるようにするため、日常的に除去食または代替食を調理することが求められている。

本事業は、これらの運営における課題を受け、安心安全なおいしい学校給食を安定供給し、合理的かつ経済的な運営ができるよう、老朽化の進んだ2か所の共同調理場を統合し、新たな学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものである。

5 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定され市と事業契約を締結した者（以下「選定事業者」という。）が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するBT0（Build Transfer and Operate）方式とする。

6 事業期間

令和9年9月供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

スケジュール	時期
落札者の決定及び公表	令和6年11月
基本協定の締結	令和6年12月～令和7年2月
仮事業契約の締結 (SPC(※1)との事業契約の調印)	令和6年12月～令和7年2月
事業契約の議決及び締結	令和7年3月
施設の整備(設計、建設)期間	令和7年4月～令和9年6月頃
施設の引渡し	令和9年6月頃(※2)
施設の開業準備期間	令和9年7月～令和9年8月
施設の維持管理・運営期間	令和9年9月～令和24年8月
事業契約の完了	令和24年8月

※1：落札者は、仮事業契約の締結(市との事業契約の調印)までに、SPCを会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として市内に設立する。

※2：事業契約後のスケジュールについては、令和9年9月に供用開始できる範囲内で事業者の提案を可とする。

7 事業の内容

選定事業者が実施する業務は、次の1)から4)に掲げるものとする。

1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事前調査業務及び関連業務
- (2) 設計業務及び関連業務
- (3) 建設業務及び関連業務
- (4) 工事監理業務及び関連業務
- (5) 調理設備調達・設置業務
- (6) 食器・食缶等調達業務
- (7) 施設備品調達・設置業務
- (8) 運営備品調達業務
- (9) 外構及び植栽整備業務
- (10) 各種申請等業務

2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務

を行う。

3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 附帯施設保守管理業務
- (4) 調理設備保守管理・更新業務
- (5) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- (6) 施設備品保守管理・更新業務
- (7) 環境衛生・清掃業務
- (8) 警備業務
- (9) 各種申請等業務

4) 運營業務

選定事業者は次に掲げる給食の運營業務を行う。

- (1) 食材検収受領・保管業務
- (2) 調理等業務
- (3) 衛生管理業務
- (4) 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- (5) 給食配送・回収業務
- (6) 運営備品更新業務
- (7) 見学・試食会の受け入れ支援
- (8) 各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※主食（米飯、パン）、牛乳及びデザート等は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運營業務に含めない。ただし、月1回程度のセンターでの炊き込みご飯の調理及び配送、一部のデザート等の配送については、本事業の運營業務に含める。

給食の運営に関して市（栄養教諭及び学校栄養職員を含む。以下同じ）が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- (1) 献立作成業務
- (2) 食材調達業務
- (3) 食材検収管理業務

- (4) 検食業務
- (5) 衛生管理・調理指示業務
- (6) 配送校での配膳・下膳業務
- (7) 食数調整業務
- (8) 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分）
- (9) 給食費の徴収管理業務
- (10) 食育指導業務

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定に当たっては、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づく入札公告により広く応募者を募り、落札者の決定は同施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する価格及び価格以外の要素を含めた落札方式による一般競争入札（総合評価一般競争入札方式）によるものとする。

2 選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	スケジュール
令和 6 年 7 月 1 日（月）	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
令和 6 年 7 月 5 日（金）	入札説明書等に関する説明会
令和 6 年 7 月 9 日（火）	入札説明書等の参加表明提出に関する質問の受付締切
令和 6 年 7 月 12 日（金）	入札説明書等のその他部分に関する質問の受付締切
令和 6 年 7 月 22 日（月）	学校配膳室見学会
令和 6 年 7 月 23 日（火）	入札説明書等の参加表明提出に関する質問に対する回答公表
令和 6 年 7 月 30 日（火）	入札説明書等のその他部分に関する質問に対する回答公表
令和 6 年 8 月 9 日（金）	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
令和 6 年 8 月 19 日（月）	入札資格確認審査結果の通知
令和 6 年 10 月 7 日（月）	提案書の受付・入札
令和 6 年 11 月中旬	提案書に関する事業者プレゼン
令和 6 年 11 月下旬	落札者の決定及び公表
令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月	基本協定の締結
令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月	仮事業契約締結（SPC との事業締結の調印）
令和 7 年 3 月	事業契約の議決及び締結

3 応募者の入札参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、必ず施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、厨房機器の調達等に係る業務等を担当する者（以下「厨房機器企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に

係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- ② 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※ 「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

- ③ 応募者の構成員は次の定義により分類される。
- ・代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - ・構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - ・協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- ④ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑤ 落札者は、仮契約締結までに豊明市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ⑥ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

2) 応募者の構成員及び制限

構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当していないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立て中または破産手続き中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑦ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下の通りである。また、「資本面若しくは人事面において関係がある」の定義については、「1）応募者の構成等」の記載事項を参照（⑧において同じ。）。
- （ア） 日本工営都市空間株式会社
- （イ） 林総合法律事務所
- ⑧ 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関係がないこと。
- ⑨ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 25 日付け豊明市長・豊明市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3）応募者の入札参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務に当たる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

ア）設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①及び②を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 令和 6・7 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ ドライシシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校

給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）における設計業務実績（実施設計）を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した 5,800 食／日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。

④ HACCP に関する相当の知識を有していること。

※ 「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

イ) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①及び②を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 令和 6・7 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設における工事監理業務実績を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した 5,800 食／日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。
- ④ HACCP に関する相当の知識を有していること。

ウ) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①及び②を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。
- ② 令和 6・7 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ 国又は地方公共団体が発注した公共施設における施工実績（元請として完成・引渡ししが完了した実績）を有すること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の

日までに竣工した延床面積 2,000 m²以上の当該施設の新築工事に限る。なお、共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績に限る。

- ④ ①で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 1,200 点以上であること。または、入札公告の日現在、豊明市内に本店又は契約先事業所を有する者（以下「市内企業」という）で豊明市建設工事請負業者格付要領の A 等級の者であること。

エ) 厨房機器企業

構成員である厨房機器企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ② ドライシステムの学校給食施設における調理機器一式の調達及び設置業務の実績を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに完了し、かつ、PFI 法に基づく特定事業等に係る業務のうち 5,800 食／日以上を提供能力を持つ当該施設における調理機器等の調達及び設置業務に限る。
- ③ HACCP に関する相当の知識を有していること。

オ) 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ② 国又は地方公共団体が発注した公共施設における維持管理業務実績を有すること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した延床面積 2,000 m²以上の当該施設の業務に限る。
- ③ HACCP に関する相当の知識を有していること。

カ) 運営企業

構成員である運営企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

- ② ドライシシステムの学校給食施設における運營業務実績を有していること。当該業務は、5,800食／日以上 の提供能力を持つ当該施設における業務に限る。
- ③ HACCP に関する相当の知識を有していること。

キ) その他企業

令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

4) 入札参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

4 入札に関する手続き

1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、及び事業契約書（案）を市のホームページ等にて公表する。

(1) 入札公告

入札公告は令和 6 年 7 月 1 日（月）とし、市の公式ホームページにおいて公表する。
入札説明書等についても、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <https://www.city.toyoake.lg.jp/19230.htm>

(2) 入札説明書等に関する説明会

ア) 日時及び場所

日時：令和6年7月5日（金）10時～

場所：豊明市役所ホール(2階)

イ) 参加申込期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月3日（水）午後5時まで（必着）

ウ) 申込方法

入札説明書等に関する説明会への参加申込書（様式1-1）に入力し、Excel ファイルを添付し電子メールにより参加申込期間内に提出すること。

参加については参加企業1社につき最大2名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

エ) 申込先

愛知県豊明市役所教育部新給食センター準備室

E-mail：shinsenta@city.toyoake.lg.jp

(3) 入札説明書等の参加表明提出に関する質問の受付

入札説明書等の参加表明提出に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和6年7月1日（月）～令和6年7月9日（火）午後5時まで

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1-2に入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。（送付先は、「第3／4／（3）／エ）」と同じ）

(4) 入札説明書等のその他部分に関する質問の受付

入札説明書等のその他部分（参加表明提出に関する事項を除いた部分）に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和6年7月1日（月）～令和6年7月12日（金）午後5時まで

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1-3に入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。（送付先は、「第3／4／（3）／エ）」と同じ）

(5) 入札説明書等の参加表明提出に関する質問に対する回答

入札説明書等の参加表明提出に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害する

おそれがあるものを除き、令和6年7月23日（火）までに市のホームページで公表する。

（６）入札説明書等のその他部分に関する質問に対する回答

入札説明書等のその他部分に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和6年7月30日（火）までに市のホームページで公表する。

（７）学校配膳室現地見学会

本事業の対象各校（小学校8校、中学校3校）の配膳室及び配送車のカーポートの現地見学会を、以下のとおり実施する。

ア）日時及び場所

日時：令和6年7月22日（月）9時～16時30分頃

集合場所：豊明市役所第二駐車場

イ）参加申込期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月15日（月）午後5時まで（必着）

ウ）申込方法

学校配膳室現地見学会への参加申込書（様式1-4）に入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにより参加申込期間内に提出すること。

なお、学校活動への影響を最小限にするため、運営企業が申し込むこと。その他の運営に関する企業で、配膳室の現地確認が必要な者がいる場合には、運営企業の申込に取りまとめて申し込むこと。参加可能人数は、申込1つにつき4名までとする。

※当日の移動は、学校活動への影響から、申込1つにつき車1台に乗り合わせることに。また、当日の見学は、市が設定するタイムスケジュールに沿って、各校を回る予定である。

エ）申込先

愛知県豊明市役所教育部新給食センター準備室

E-mail：shinsenta@city.toyoake.lg.jp

２）入札参加表明、入札参加資格確認申請書類の受付

（１）入札参加表明及び入札参加資格確認申請書類の受付

応募希望者からの入札参加表明及び入札参加資格確認に必要な書類を受け付ける。

〈入札参加表明書、入札参加資格確認に必要な書類の受付〉

日時	令和6年7月31日（水）～令和6年8月9日（金） 9時～17時（但し、12時～13時及び閉庁日を除く。）
受付場所	愛知県豊明市役所教育部新給食センター準備室（中央調理場） （〒470-1112 愛知県豊明市新田町子持松前2番地1）
提出書類	入札参加表明書（様式2-1） 入札参加資格確認申請書及び添付書類（様式2-2～2-19）
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便（以下「郵送」という。）により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。 ※封筒に「豊明市学校給食センター統合再整備等事業 入札関係書類在中」と朱書きのこと。 ※郵送の場合は、学校給食課の担当者が受領していることを電話にて確認すること。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正1部・副1部を作成・提出すること。 提出に当たっては簡易ファイルに綴じて提出すること。

提出された入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は返却しない。

提出された入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は全て応募者の負担とする。

受付期限日までに入札参加表明書と入札参加資格確認申請書を提出しない応募者及び参加資格がないとされた応募者は、本事業の入札に参加することができない。

（２）入札参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格を確認し、その結果を令和6年8月19日（月）までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないと判断された者は、令和6年8月30日（金）までにその理由について書面で説明を求めることができる。

（３）入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式3-1を令和6年10月7日（月）午後5時までに、豊明市役所教育部新給食センター準備室に持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

また、入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

3) 入札書及び提案書の受付

応募者は、次のとおり入札書及び提案書を提出すること。

〈入札書及び提案書の受付〉

受付日	令和6年10月7日（月）9時～12時及び13時～17時
受付場所	愛知県豊明市役所教育部新給食センター準備室（中央調理場） （〒470-1112 愛知県豊明市新田町子持松前2番地1）
提出書類 ・提出部数	(1) 入札書・入札価格計算書（様式4-3・4-4） (2) 提案書 入札書類提出書・要求水準に関する確認書（様式4-1・4-2）は、1部提出 提案書（様式5-1から9-14）は、次の内容とし、各々正1部、副15部提出 ・事業計画全般に関する提案書 ・施設整備業務に関する提案書 ・維持管理業務に関する提案書 ・運營業務・開業準備業務に関する提案書 ・施設整備業務に関する提案書（図面集） ・上記のデータを収納したCD-RまたはDVD-R（正1部） ※図面集はA3版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。
提出方法	直接持参により提出すること。
留意事項	提出するデータは次のとおりとする。 ・提案書（Word形式）：Word形式及びPDF形式 ・提案書（Excel形式）：Excel形式（計算式は残すこと）及びPDF形式 ・図面関係図書（設計図書等）：PDF形式

4) 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権等

応募者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

本事業に関する入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った応募者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

ア) 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札

イ) 金額を訂正した入札

ウ) 入札書に記載すべき事項の記入のない入札

- エ) 「３）入札書及び提案書の受付」に記載の「受付期間」「受付場所」に到着しなかった入札
- オ) ２通以上の入札書を提出した者がした入札
- カ) 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- キ) 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ク) 虚偽の記載をした入札
- ケ) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- コ) その他入札の条件に違反した入札

（９）その他

応募者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

５）その他

- ア) 市が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- イ) 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業のグループを構成する企業のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限日において、入札参加者の備えるべき参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失い、本事業の入札に参加することができない。
- ウ) 入札書及び提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。

第4 入札書類の審査及び落札者の決定

落札者の決定方法は、総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」、「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

1 審査委員会の設置

市は、事業者の審査・選定を行うため、学識経験者及び市職員で構成する「民間活用事業推進審査委員会（給食センター）」（以下「審査委員会」という。）を設置しており、当該審査委員会において落札者の決定を行う。なお、審査委員会は非公表である。

2 審査の手順及び方法

落札者の決定のための審査の手順及び方法は、「落札者決定基準」による。

3 基礎審査の結果通知及びプレゼンの実施

審査委員会は、応募者に対して提案書の内容についてプレゼンを行う予定である。

プレゼンは令和6年11月中旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて、プレゼンの開催日時・場所、準備書類等を代表企業へ通知する。

4 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。その結果は当該応募者の代表企業へ通知するほか、結果の概要について市のホームページで公表する。

第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、応募者の提案が「要求水準書」に示す要件・要求を満たしていない場合は失格とする。また、落札者の決定のための審査は提案事業者名を伏せて実施するため、提案書の作成に当たり、事業者名を記載しない等、提案書の内容から提案事業者を把握できないように留意すること。

1 事業計画の提案に関する条件

1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成すること。

(1) 一時支払金

市は、施設整備に係るサービス対価の一部として以下のとおり一時支払金を選定事業者に支払うことを想定している。以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金対象経費の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額である。なお、実際に選定事業者を支払う一時支払金は、単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは、選定事業者の負担とする。

また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

一時支払金の内訳	内容
①学校施設環境改善交付金対象経費 (交付金、交付対象部分の起債分及び一般財源分)	<u>906,811千円</u> ※消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を含む
②起債分及び一般財源分（単独部分）	<u>起債対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額※¹から①を除いた金額</u> ※消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を含む
③施設整備費にかかる消費税分	<u>施設整備費（消費税及び地方消費税相当額を除く）から①+②の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）を除いた額の消費税相当額</u>

※1：起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費（建築工事、電気設備工事、機械設備工事等）、調理設備設置工事に要する費

用を加算した額とする。なお、基本設計費、運営備品等（食器・食缶等を含む）調達費は含まない。

（２）割賦料

市は、選定事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、選定事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に選定事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、事業契約期間中（令和９年９月以降）に年４回の四半期ごとに選定事業者に支払う。なお、一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する。

基準金利は、令和６年７月１日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引き渡し予定日の２金融機関営業日前の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRT0A=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替える物とする。

市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

（２）委託料

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として業契約期間中（令和９年９月以降）に年４回の四半期ごとに選定事業者に支払う。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に１回改定する。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、選定事業者の提案によるものとし、事業契約書（案）において定める。

固定料金は、四半期において、選定事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、選定事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

開業準備費相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して選定事業者を支払うものとする。

(3) 提案上限額

提案にあたっては、下記の提案額上限の範囲内で提案価格を算出すること。

9,877,761千円 ※消費税及び地方消費税を含む

2) 提供食数

(1) 提供食数

提案金額算定用年間提供給食数は、要求水準書に記載する児童・生徒数の推計値に基づいて算出すること。教職員数については、事業期間一律で532人として算出すること。なお、年間給食回数は、190回/年とする。

(2) 提供食数と変動料金の算定方法

委託料のうち変動料金 = 給食1食当たりの単価 × 提供給食数

「提供給食数」の算定方法は次のとおりとし、各四半期の累計とする。

- ・「予定給食数」から「実施給食数」が増加した場合又は201食に満たない数だけ減少した場合は、「実施給食数」を「提供給食数」とする。
- ・「予定給食数」から「実施給食数」が201食以上減少した場合は、「予定給食数」から200食を減じた食数を「提供給食数」とする。
- ・ただし、受注者の責に帰すべき事由により、実際に提供された給食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数を「提供給食数」とする。

3) 予想されるリスクと責任負担

(1) リスクと責任負担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理ができる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) リスク負担

市と選定事業者との責任負担は、事業契約書（案）に示す。事業契約書（案）に示されていない事項は、双方の協議により定めるものとする。

4) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

5) 保険

選定事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、施設整備に対しては建設工事保険及び第三者賠償保険に、開業準備・維持管理・運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく市へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要とされる場合は、提案により加入するものとする。

第6 事業実施に関する事項

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

2) 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

ア) 市の責めに帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は契約を解除することができるものとする。

イ) ア)の規定により選定事業者が契約を解除した場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも期さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも期さない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとする。

4) 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が市に交付決定された場合には、これを市が選定事業者に支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う交付金等に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

3) その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者との協議を行う。

4 事業の実施状況の監視（モニタリング）

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備、維持管理及び運営業務について、定期的にモニタリング（監視）を行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約（案）に定める。

5 支払手続き

1) 割賦料

ア) 市は、割賦料を令和 9 年度から令和 24 年度にわたり四半期毎に支払う。

イ) 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

2) 委託料

- ア) 選定事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提供する。
- イ) 市は、業務報告書受理後 10 日以内に履行を確認し、その結果を選定事業者に通知する。
- ウ) 選定事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。
- エ) 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

第 7 契約に関する事項

1 事業契約の締結等

1) 基本協定の締結

落札者の決定後に速やかに、市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について市のホームページにて公表する。

2) SPC の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮事業契約締結時までに SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として市内に設立するものとする。

3) 仮事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮契約）する。

4) 事業契約の締結

当該事業契約は、豊明市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

2 契約保証金

SPC は、施設整備業務の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに豊明市契約規則（昭和 48 年 8 月 1 日規則第 16 号）第 29 条の規定に基づき、施設整備に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするもの、その他この率によることが著しく実態に即さないものについては、その都度市長が定める額とする。

第 8 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署：愛知県豊明市役所教育部新給食センター準備室

住 所：〒470-1112 愛知県豊明市新田町子持松前 2 番 1 （中央調理場）

電 話：0562-92-5730

電子メール：shinsenta@city.toyoake.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.toyoake.lg.jp/19230.htm>